

東広島市監査公表第1号

地方自治法第199条第14項の規定により、東広島市長から令和4年度定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和5年4月28日

東広島市監査委員 水戸 晃
同 重河 格

定期監査の監査結果に基づく措置について

1 監査の対象

対象部局等	監査結果報告提出年月日	措置事項通知年月日
都市部 住宅課	令和5年3月28日 (東広監委第36号)	令和4年4月19日 (東広住発第18号)

2 監査の実施期間

令和4年10月13日から令和5年3月22日まで

3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

(1) 都市部 住宅課

監査の結果（指摘要望事項）	措置の内容
<p>1 財産管理事務</p> <p>行政財産の目的外使用許可において、使用許可の更新の申請が遅れて提出されているものがあつた。</p> <p>前回の定期監査においても口頭で指摘したが改善されていないため、公有財産管理規則に基づき、適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>使用許可の更新については、期間満了の1月前に使用許可期間更新申請書を提出するよう指導している。</p> <p>令和5年度使用許可の更新申請については、令和5年1月19日付けで更新の申請を受け、財産使用許可書を発行している。</p> <p>今後も、使用許可の更新の申請が遅れないよう、関係者に対し指導を行う。</p>